

## ひとり親家庭のみなさんへ 子育て支援課 ☎ 66-1107

ひとり親家庭のみなさんが自立した生活が送れるようさまざまな事業を行っています。

詳しくは、母子・父子自立支援員へお問い合わせください。



### 無料就業支援講習会

年3回、パソコン、介護職員初任者研修などの講習会を開催しています。

### 求人情報メール配信

求人情報をパソコンや携帯電話に自動配信します。希望者はキャリアカウンセリング(要予約)も受けられます。

### 自立支援教育訓練給付金

経済的自立のため教育訓練給付指定講座を受講した場合、受講料の60%相当額(12,000円～200,000円)を支給します。受講前に手続きが必要です。

### 高等職業訓練促進給付金・修了支援給付金・入学準備金・就職準備金

就職に有利な資格(正・准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、調理師など)を取得するため、養成機関で1年以上修業した場合、修業期間の全期間(上限4年)課税世帯は月額70,500円、非課税世帯は月額100,000円(最終学年は40,000円増額)を支給します。修了後、修了支援給付金を支給します。(課税世帯は25,000円、非課税世帯は50,000円)入学準備金(上限500,000円)、就職準備金(上限200,000円)の貸付があります。5年間就業を続けた場合、償還が免除されます。

### 就労自立促進事業

児童扶養手当を受給している方を対象にハローワークの担当者が個別に求職活動を支援します。

### 日常生活支援事業

技能習得のための通学など、一時的に日常生活を営むのに支障がある場合、家庭生活支援員を派遣して家事援助などを行います。

### 母子父子寡婦福祉資金

無利息の貸付制度があります。就学支度資金は受験前に事前申請ができます。支払いまでに約2カ月かかります。入学金などの貸付を希望する場合は早めにご相談ください。

### JR 通勤定期券割引

児童扶養手当を受給している世帯の方は通勤定期券が3割引になります。(通学定期券は対象外)

### 市母子寡婦福祉会

夏休みバス旅行、無料学習支援教室(毎週火曜日午後7時～9時 対象:小学3年生～中学3年生)など、母子寡婦福祉会しらゆり会館を拠点に活動しています。

## 情報公開と個人情報保護制度

行政課 ☎ 66-1155

平成30年4月1日～平成31年3月31日の実施状況です。

### 【情報公開制度】

市民の皆さんの市政情報公開を求める権利を明らかにし、市政への市民参加を推進しています。

#### ●公文書の公開

請求件数 119件  
 ・公開 30件  
 ・部分公開 38件  
 ・非公開 51件

### 【個人情報保護制度】

市が保有する個人情報を適正に取り扱い、保護するとともに、市民の皆さんが自分に関する個人情報を閲覧、訂正、利用停止、削除の請求ができることを明らかにしています。

#### ●個人情報の閲覧など

閲覧請求 8件

※自己情報閲覧の請求であっても、戸籍謄本・抄本の交付などのように、申請などの手続きがほかの法令などに定められている場合は、直接その事務を担当している窓口へ請求してください。

#### ●個人情報の取扱事務登録件数

493件(平成31年4月1日現在)  
 市が個人情報の収集・保管などを行うときには、その事務ごとに個人情報について登録簿を作成します。登録簿には、個人情報が必要な事務の内容、個人情報の項目、収集先などが記載されており、情報公開コーナーで見ることができます。



## 市営住宅入居者募集

建築住宅課 ☎ 66-1132

受付期間 7月22日(月)～26日(金)

申し込み 印鑑を持って直接建築住宅課へ。

### 公開抽選

とき 7月30日(日) 午前9時30分～

ところ 市役所3階304会議室

入居指定日 8月30日(日)

申込資格 申込日において次の全ての要件に該当している方

- ・同居する親族または婚約者がいる※③は単身入居可
- ・世帯収入が収入基準に適合している
- ・持ち家がない
- ・市町村民税を滞納していない
- ・入居世帯員が暴力団員でない

全ての住宅に駐車場(1台)あり。

	名称	所在地	戸数	間取	建設年度	家賃	その他
①	丸山住宅(10階建)	大塚町丸山60	2	3DK	平成9年	27,300～53,700円	抽選
②	丸山住宅(4階建)		1			21,000～41,200円	
③	丸山住宅(4階建) ※シルバーハウジング		1			2DK	
④	白山住宅(4階建)	豊岡町白山31-6、48-14	3	3DK	平成4・6年	22,400～50,600円	先着順

※蒲郡市内に1年以上居住している65歳以上の単身世帯、65歳以上の高齢者夫婦世帯、65歳以上の親族からなる2人世帯(同居者はどちらも60歳以上)のいずれかが対象世帯です。